

書面会議説明事項（第2号議案・連絡事項2について）

1 第2号議案「かながわ国際施策推進指針の改定」の「骨子案」について

【改定の趣旨について】

- 現行の指針（第4版）の策定から3年が経過し、その間、本県を取り巻く環境や外国籍県民に関わる状況に変化が生じています。
- 今回の改定では、本県に比べ外国籍県民の数が2020年1月現在228,275人と過去最高になっていること、「出入国管理及び難民認定法」の改正等により、外国人労働者の急増が見込まれること、また、閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に従い、本県においても外国人材の受入環境を整える必要があること、2019年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」により地方公共団体の責務が規定され、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを進める必要があること等を踏まえる必要があります。
- また、ラグビーワールドカップの終了や、東京2020大会の終了を見据えた取組への移行、SDGsの理念と軌を一にし、持続可能な社会の実現を目指していく本県の取組も踏まえることも必要です。
- 「かながわ国際施策推進指針」は、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完するものなので、2019年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の内容に沿った形で改定を行う必要もあります。

【改定の方向について】

- 「基本目標」については、総合計画である「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に合わせた形で「3 外国人が活躍できる環境づくり」や「5 国際展開を支える人づくり、ネットワークづくり」を加えています。
 - 「施策の方向」については、新たに次の3つの項目を加えたいと考えています。
 - ア 日本語教育の充実
 - イ 外国につながるのある子どもたちの教育等の充実
 - ウ 適正な労働環境の確保
- いずれも、平成30年12月（令和元年12月改定）に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の「生活者としての外国人に対する支援」の中に、位置づけられている施策の1つであることから、今回、本県の指針においても、施策の方向の1つとして、新たに加えたいと考えています。

- 骨子案については、別紙のとおりです。右側が現行指針、左側が改正骨子案となっており、基本目標や施策の方向について、新規追加等を反映させた改正骨子案となっています。
- また、現行の指針の施策体系(図)が、参考資料2「かながわ国際施策推進指針(第4版)」の33～34ページに掲載されていますので、参考にさせていただくとイメージがしやすいかもしれません。
- 「かながわランドデザイン 第3期実施計画」については、参考資料3「概要版」と参考資料4「プロジェクト編(抜粋)」を添付していますので、参考にしてください。
- 閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の本文については、資料が多いため添付はしていませんが、法務省のホームページに掲載されています。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html
※概要については、参考資料5として添付しています。

【その他参考資料について】

- 参考資料6「県内の外国人数の調査結果」は、直近の外国人数となっており、参考資料7「令和2年度国際政策予算の概要」は神奈川県「グローバル戦略」の推進に係る予算が記載されていますので、指針とは直接的に関連はありませんが、参考としてお送りしています。

【意見書の提出について】

- どのような些細なことでも構いませんので、骨子案(改定指針(案)[令和3年3月])についての御意見を「意見書」に記載して御提出をお願いします。

2 連絡事項2「かながわの地域日本語教育の施策の方向性（概要）」について

【経過】

- 県では、令和元年6月に施行された日本語教育の推進に関する法律に、地方公共団体の責務や、基本的な方針を定める努力義務が規定されたこと等を踏まえ、昨年度、文化庁事業を活用し、地域の実態調査を実施するとともに、有識者会議を設置し、「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」を県議会の審議も経て、令和2年3月に取りまとめました。

※詳細は、別添「参考資料9」参照。

【県内の地域日本語教育に関する現状と課題】

- 実態調査の結果から判明した、県内の地域日本語教育に関する現状と課題は資料記載のとおりです。
- 課題について具体的に申し上げますと、
 - ・ 地域における日本語教育の施策について、県・市町村・関係団体との間で情報共有や連携を行う仕組みができていないこと
 - ・ ボランティア活動のため、日本語ボランティア教室の指導方法や水準にばらつきがあること
 - ・ 日本語ボランティア教室の課題は、担い手の不足や高齢化、学習者が長続きしないこと、教室の場所の確保が困難なこと等
 - ・ 日本語教室や日本語学習方法の情報が外国籍県民等に行き届いていない当事者の声があるということが判明しました。

【各主体に期待される役割】

- このような現状や課題を踏まえ、行政、日本語ボランティアをはじめする各主体に期待される役割を資料記載のとおり整理し、各主体が期待される役割を目安に相互連携や協力の強化を図ることも期待しています。
- 本県の役割としては、広域自治体としてコーディネート役を担っていく必要があると考えており、各市町村や地域の実情に応じた調整・支援のほか、資料記載のとおり整理いたしました。

【県としての施策の方向性】

- 多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し活躍できる環境の整備に努めるため、県に期待される役割を踏まえ、県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、資料記載のとおり、4つの方向性で取組んでいくこととしました。

【今後について】

- 日本語教育については、日本語教育推進法に基づき、国が日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、今年6月に取りまとめる予定で、国は、4月3日から「日本語教育の推進に関する基本方針」(案)に関する意見募集(パブリックコメント)の実施を始めました。

- 本県としては、3月にとりまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」について、今後、示される国の基本方針も踏まえ、その内容を検証し、今期の懇話会で協議いただく「かながわ国際政策推進指針」にその内容を反映させていきたいと考えています。

- 今後、懇話会において、日本語教育をテーマの1つとして協議いただく予定であることから、今回、県として今年3月にとりまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」を情報提供させていただきました。

- 日本語教育推進法に努力義務として規定されている地方公共団体の基本的な方針について、本県としては、個別に基本的な方針を策定するのではなく、施策の方向性の中にもあるように、多文化共生の地域社会づくりの一環として取り組んでいくことから、本県の国際施策全体を示す「かながわ国際施策推進指針」に反映させることで対応していきたいと考えています。